［(ｲ)　略］

［イ　略］

(5)　令和五年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［(ｲ)　略］

［イ　略］

(6)　令和六年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　略］

［(ｲ)　略］

［イ　略］

(7)　令和七年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

(i)　令和七年度市場公募都市に係るもの

(ii)　令和七年度市場公募都市以外の

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

(5)　令和五年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

(6)　令和六年度国土強靭化施策債

ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分

(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。）

［(i)・(ii)　同上］

［(ｲ)　同上］

［イ　同上］

［新設］